選　択　約　款

時間帯別バリュープラン（中部電力エリア）

2026 年 11 月 1 日実施

株式会社 GR コンサルティング

本　則

1　適用

(1)　この選択約款の時間帯別バリュープラン（中部電力エリア）は，当社が別途定める電気供給約款[供給電圧が低圧のお客さま用]（以下「基本約款」といいます。）の従量電灯の適用範囲に該当し，お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

(2)　この選択約款は，基本約款とあわせて適用いたします。

2　契約容量

原則として基本約款 別表 5（契約容量の算定方式）により契約容量を定めます。

3　時間帯区分

(1)　時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼間時間

毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。ただし，別表 1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ　軽負荷時間

別表 1（休日等）に定める日以外の毎日午前 8 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 10 時までの時間ならびに別表 1（休日等）に定める日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

ハ　夜間時間

昼間時間および軽負荷時間以外の時間をいいます。

(2)　お客さまが希望される場合は，(1)ロにかかわらず，軽負荷時間を次のいずれかとすることができます。

イ　別表 1（休日等）に定める日以外の毎日午前 9 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 11 時までの時間ならびに別表 1（休日等）に定める日の午前 9 時から午後 11 時までの時間

ロ　別表 1（休日等）に定める日以外の毎日午前 7 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 9 時までの時間ならびに別表 1（休日等）に定める日の午前 7 時から午後 9 時までの時間

(3)　時間帯区分を変更された後 1 年に満たない場合は，原則として，時間帯区分を変更することはできません。

4　料金

料金は，基本料金，電力量料金および基本約款の別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整額の合計といたします。なお，燃料費等調整額は，基本約款の別表 2（燃料費調整）により算定された燃料費調整額と，基本約款の別表 3（離島ユニバ

ーサルサービス調整）により算定された離島ユニバーサルサービス調整額と，基本約款の別表 4（卸電力調整）により算定された卸電力調整額，および容量拠出金負担額の合計とし，料金表に定める基準単価・係数等は当社バリュープランの定めを適用いたします。

(1)　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	変更前	2026.11.1 以降
1 契約につき最初の 10kVA まで	1,838 円 44 銭	3,097 円 74 銭
上記をこえる 1kVA につき	321 円 14 銭	447 円 07 銭

(2)　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ　昼間時間

	変更前	2026.11.1 以降
1kWh につき	36 円 08 銭	36 円 08 銭

ロ　軽負荷時間

	変更前	2026.11.1 以降
1kWh につき	27 円 18 銭	27 円 18 銭

ハ　夜間時間

	変更前	2026.11.1 以降
1kWh につき	15 円 86 銭	15 円 86 銭

5　その他

その他の事項については，基本約款の従量電灯にかかわる規定によります。

別　表

1　休日等

この選択約款において，休日等とは，土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1 月 2 日，1 月 3 日，4 月 30 日，5 月 1 日，5 月 2 日，12 月 30 日および 12 月 31 日をいいます。

2026年11月1日
株式会社GRコンサルティング